

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年六月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例（昭和四十五年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する過疎地域の区域のうち法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備の取得等をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に係る県税の特例を定めるものとする。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の課税免除）」を付し、同条を次のように改める。

第二条 知事は、法第二条第二項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する過疎地域の区域（令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定の適用を受けていた市町村の区域であつて法第四十二条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十一条第二項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。次条において同じ。）のうち法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内に

において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第一号の中欄又は第四十五条第二項の表の第一号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第三項の表の第一号の下欄又は第四十五条第二項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（法第二十三条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等（第一号において「資本金の額等」という。）が五千万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者（第四条及び第五条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）第二条の規定により計算した額に対して課する事業税の課税を免除することができる。

一 製造業又は旅館業（下宿営業を除く。） 五百万円（資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人が行うものにあつては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人が行うものにあつては二千万円とする。）

二 情報サービス業等又は農林水産物等販売業（法第二十三条に規定するものをいう。） 五百万円

第四条を第七条とする。

第三条中「前条」を「第二条から前条まで」に、「従い」を「応じ」に、「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同条第四号中「地方税法」の下に「第七百四十五条第一項において準用する同法」を加え、同条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

第三条 知事は、過疎地域の区域のうち法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年（最初に課税すべきこととなる年以後五年内の各年に限る。）のその者の所得金額に対して課する事業税の課税を免除することができる。

（不動産取得税の課税免除）

第四条 知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の課税を免除することができる。

(県固定資産税の課税免除)

第五条 知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である償却資産（公示日以後の取得に限る。）を事業の用に供した後地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十二条の規定によつて市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後三年度内において当該償却資産に対して課する県固定資産税の課税を免除することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和三年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和三年三月三十一日以前に同日における旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第七条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「旧租税特別措置法」という。）第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号の規定の適用を受ける設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除については、なお従前の例による。

3 附則第一項の規定にかかわらず、令和三年四月一日から同年十二月三十一日（過疎地域のうち同日以前に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第八条第四項各号に掲げる事項が記載された同条第一項に規定する市町村計画が定められた市町村の区域にあつては、その定められた日の前日）までに過疎地域内において新設し、又は増設した旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号の規定の適用を受ける設備については、改正前の過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「過疎地域内において租税特別措置法」とあるのは「令和三年三月三十一日における旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域内において所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第三十二条第四項又は附則第五十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法」と、同項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」と、同項第三号中「法」とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置法」とする。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧条例第二条第一項の規定による課税免除の申請であつて、令和三年四月一日から令和四年二月二十八日までの

間に旧条例第三条に規定する課税免除の申請期間又は申請期限が経過するものに係る当該課税免除の申請は、同条の規定にかかわらず、同日までできるものとする。

5 新条例第二条、第四条及び第五条の規定による課税免除の申請であつて、令和三年四月一日から令和四年二月二十八日までの間に新条例第六条に規定する課税免除の申請期間又は申請期限が経過するものに係る当該課税免除の申請は、同条の規定にかかわらず、同日までできるものとする。

提 案 説 明

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、事業税等の課税免除の要件を見直す等のため、この条例を定めようとする。